

〈証券コード：4707〉
平成29年12月27日

株 主 各 位

新潟市中央区新光町10番地 2

株式会社 キタック

代表取締役 中 山 正 子
社 長

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 1 月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 新潟市中央区新光町10番地 2
技術士センタービル I 8 階 大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第45期（平成28年10月21日から平成29年10月20日まで）事業報告
および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

-
1. 添付書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.kitac.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年10月21日から
平成29年10月20日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府による経済対策や日銀による金融政策などを背景に、企業収益や雇用・所得環境が改善し、世界経済の持続的回復に伴う輸出の増加等も相まって、緩やかな回復基調が続きました。一方、英国のEU離脱問題や米国新政権の政策動向の不確実性、緊迫する北朝鮮情勢をはじめとした地政学リスクが高まるなど、先行きは依然として不透明な状況にあります。

また、当社の属する建設コンサルタント業界を取り巻く市場・受注環境につきましては、公共事業を中心とした市場の縮小や競争の激化、とりわけ、国土強靱化対策などに関連する防災・減災、保全対策関連事業が緩やかな減少傾向となるなど、引き続き厳しい状況となりました。

こうしたなか、当社としては、他社との差別化を目指して、多様化する顧客ニーズに対応した技術提案の強化を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、特に防災・減災対策分野やインフラの老朽化対策分野の受注確保に努めてまいりました。

その結果、当期の受注高は前期比1.9%増の23億2千7百万円となりました。

また、売上高につきましても、前期からの繰越業務が14億9千5百万円であったこともあり、前期比1.7%増の24億7千2百万円を確保しました。利益面では引き続き外注費の縮減等、原価管理の徹底に努めたものの、人材育成事業の実施や、新基幹システム導入等に伴う販管費等が増加したことにより、営業利益は2億7百万円（前期比8.2%減）となりました。その一方、営業外収支の改善等により経常利益2億1千3百万円（同13.4%増）となり、当期純利益1億4千6百万円（同15.6%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境の見通しといたしましては、長期的には、国土保全・防災対策関連事業全体としての増加は予想されますが、建設コンサルタント及び地質調査事業としての大幅な市場規模の増加は期待できる状況にありません。

さらには、価格のみならず、より高い技術レベルと高品質な成果を目指しての受注競争は激化の一途をたどるなど、引き続き厳しい状況が予想されます。

こうした経営環境を踏まえ、当社は、主力事業である地質、防災、土木設計において培った技術力を基盤とした提案力をもって、コスト競争力、顧客の信頼と高品質の確保により事業量を確保し、さらに、再生可能エネルギーをはじめとした環境関連部門へも積極的に経営資源を投入して業容の拡大に努めることといたします。

さらに、創業以来、蓄積されたノウハウと豊富な地域情報を活用するとともに、高付加価値を目指す技術開発の推進、多様な人材の確保と育成に取り組みながら、企業の社会的責任を常に念頭に置いて、より健全な経営を目指すことといたします。

(3) 設備投資等の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第42期 (平成26年10月期)	第43期 (平成27年10月期)	第44期 (平成28年10月期)	第45期(当期) (平成29年10月期)
売 上 高 (千円)	2,421,628	2,446,068	2,430,453	2,472,027
経 常 利 益 (千円)	237,809	149,498	187,836	213,080
当 期 純 利 益 (千円)	147,205	86,920	126,338	146,114
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	26円28銭	15円52銭	22円56銭	26円09銭
総 資 産 (千円)	5,370,637	5,421,713	5,304,904	5,374,952
純 資 産 (千円)	1,956,944	2,032,611	2,117,308	2,251,557

- (注) 1. 売上高には、不動産賃貸等収入を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

- ・土木建築工事及び環境対策に関するコンサルタント事業
- ・土木建築工事に関する測量、設計、計画、施工管理及び調査（地質調査を含む。）に関する事業
- ・不動産の賃貸業
- ・美術館及び喫茶室の経営

(12) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	新潟県新潟市中央区新光町10-2
東 京 支 店	東京都台東区柳橋2-14-4（セントラルビル6F）
北 信 越 事 業 所	新潟県上越市大字五智国分3121-4
長 岡 事 務 所	新潟県長岡市川崎5-360-1
佐 渡 事 業 所	新潟県佐渡市千種丙207-1
福 島 事 務 所	福島県郡山市西ノ内1-5-14（遠藤ビル2F）
仙 台 事 務 所	宮城県仙台市青葉区上杉1-1-37（キタックビル）
山 形 事 務 所	山形県山形市八日町2-5-11

(13) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減(△は減)	平 均 年 齢	平均勤続年数
名 147	名 1	歳 43.28	年 12.63

(注)従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 第 四 銀 行	千円 1,364,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,600,450株 (自己株式368,574株を除く)
- (3) 株 主 数 1,125名 (前期末比17名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
中 山 輝 也	1,000,236	17.86
中 山 正 子	435,500	7.78
株 式 会 社 第 四 銀 行	278,000	4.96
五 十 嵐 英 輝	270,700	4.83
キ タ ッ ク 社 員 持 株 会	242,700	4.33
東京中小企業投資育成株式会社	233,424	4.16
中 山 和 子	203,332	3.63
中 山 道 子	197,200	3.52
パシフィックコンサルタンツグループ株式会社	181,000	3.23
株式会社ナカノアイシステム	155,000	2.76

(注)持株比率は自己株式(368,574株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 山 輝 也	
代表取締役社長	中 山 正 子	経営管理部門統括
専 務 取 締 役	平 野 吉 彦	技術管理部門統括
専 務 取 締 役	齊 木 勝	販促管理部門統括
取 締 役	涌 井 正 樹	技術管理部門副統括
取 締 役	金 子 敏 哉	販促管理部門副統括
取 締 役	上 原 信 司	販促管理部門副統括
取 締 役	中 山 修	東日本事業部長・東京支店長
取 締 役	林 剛 久	技術管理部門副統括
取 締 役	関 谷 一 義	環境地質技術センター長
取 締 役	佐 藤 豊	技術第一部長
取 締 役	大 塚 秀 行	技術第二部長
取 締 役	牛 木 藤 正	
常 勤 監 査 役	佐 藤 利 勝	
常 勤 監 査 役	荒 井 進	
監 査 役	貴 船 育 英	
監 査 役	久保田 正 男	

- (注) 1. 取締役牛木藤正氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役牛木藤正氏は、平成29年2月28日付けで辞任いたしました。
 3. 監査役貴船育英及び久保田正男の両氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役貴船育英氏は、(株)東京証券取引所の「有価証券上場規程」第436条の2に規定される独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役16名の報酬等 80,084千円（内、社外取締役1名240千円）

監査役4名の報酬等 5,720千円（内、社外監査役2名520千円）

- (注) 上記金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額9,917千円（取締役9,477千円、監査役440千円）が含まれております。ただし、当事業年度以前の事業報告において開示済の役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	牛木 藤正	社外取締役退任までに開催された取締役会 2 回のうち 2 回に出席し、必要に応じて適切な発言を行っております。
監査役	貴船 育英	当事業年度中に開催された取締役会 8 回のうち 8 回及び監査役会 8 回のうち 8 回に出席し、必要に応じて適切な発言を行っております。
監査役	久保田正男	当事業年度中に開催された取締役会 8 回のうち 8 回及び監査役会 8 回のうち 8 回に出席し、必要に応じて適切な発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役牛木藤正氏、社外監査役貴船育英氏、久保田正男氏の 3 名とは、責任限定契約を締結しておりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金 額
①公認会計士法第 2 条第 1 項の業務に係る報酬等の額	16,500 千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,800 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出の根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

社内研修業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会及び監査役会において、方針は決定しておりません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制）に係るシステムの構築についての基本方針を次のとおりに定めております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社の経営理念に則り制定された「企業行動基準」に関する具体的手引書として「コンプライアンス・ガイドライン」を策定し、取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に関する情報は、文書及び記録の管理に関する規程に則り、保存及び管理を適正に実施するとともに、取締役及び監査役からの閲覧請求には速やかに対応する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、リスク管理の推進を図るとともに、内部監査部門は独立した立場から監査を実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行する。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 子会社を設立した場合は、グループ企業としての業務の適正を確保するための部門を設置し、円滑な業務運営に努めるとともに、内部監査部門により、グループ企業各社の業務の有効性、適正性の監査を実施する。

⑥監査役監査の実効性を確保する体制

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査部門に所属する使用人が監査役の職務補助を行う。
- ・ 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価等に関する事項については、常勤監査役の同意を得る。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある場合、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。
- ・ また、常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し取締役それぞれの職務執行に関する報告を受けるとともに、内部監査部門から内部監査の実施状況及びコンプライアンスの状況について、適時報告を受ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

内部統制につきましては、年2回、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

経営理念の浸透やコンプライアンスにつきましては、定例会議及び研修において、使用人への理解と向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりませんので記載すべき事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成29年10月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	962,887	流 動 負 債	1,295,877
現金及び預金	256,281	業 務 未 払 金	63,854
受 取 手 形	1,666	短 期 借 入 金	550,000
完成業務未収入金	250,188	一年内償還予定の社債	150,000
未成業務支出金	403,390	一年内返済予定の長期借入金	170,000
貯 蔵 品	4,019	リ ー ス 債 務	19,094
前 払 費 用	9,639	未 払 金	134,189
繰延税金資産	27,754	未払法人税等	39,514
そ の 他	10,574	未払消費税等	24,756
貸倒引当金	△627	未成業務受入金	76,255
固 定 資 産	4,412,064	預 り 金	4,996
有 形 固 定 資 産	4,015,804	賞 与 引 当 金	43,016
建 物	261,118	業務損失引当金	12,200
構 築 物	3,360	そ の 他	8,000
機械及び装置	14,901	固 定 負 債	1,827,517
工具、器具及び備品	456,448	社 債	300,000
賃 貸 資 産	901,713	長 期 借 入 金	1,190,000
土 地	2,354,153	リ ー ス 債 務	68,167
リ ー ス 資 産	24,106	退職給付引当金	69,716
無 形 固 定 資 産	68,165	役員退職慰労引当金	180,720
ソフトウェア	12,415	そ の 他	18,911
リ ー ス 資 産	51,067	負 債 合 計	3,123,394
そ の 他	4,683	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	328,094	株 主 資 本	2,201,025
投資有価証券	282,642	資 本 金	479,885
長期前払費用	4,527	資 本 剰 余 金	306,201
繰延税金資産	22,654	資 本 準 備 金	306,201
そ の 他	18,270	利 益 剰 余 金	1,525,465
資 産 合 計	5,374,952	利 益 準 備 金	48,207
		その他利益剰余金	1,477,257
		買換資産圧縮積立金	15,193
		別 途 積 立 金	910,000
		繰越利益剰余金	552,064
		自 己 株 式	△110,526
		評価・換算差額等	50,532
		その他有価証券評価差額金	50,532
		純 資 産 合 計	2,251,557
		負債及び純資産合計	5,374,952

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年10月21日から)
(平成29年10月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 業 務 収 入	2, 295, 605	
不 動 産 賃 貸 等 収 入	176, 421	2, 472, 027
売 上 原 価		
完 成 業 務 原 価	1, 540, 972	
不 動 産 賃 貸 等 原 価	120, 724	1, 661, 696
売 上 総 利 益		810, 330
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		602, 466
営 業 利 益		207, 864
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	4, 449	
業 務 受 託 手 数 料	37, 843	
匿 名 組 合 投 資 利 益	7, 411	
雑 収 入	10, 357	60, 063
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29, 962	
社 債 利 息	2, 126	
業 務 委 託 費 用	17, 603	
社 債 発 行 費	1, 263	
雑 損 失	3, 892	54, 847
経 常 利 益		213, 080
税 引 前 当 期 純 利 益		213, 080
法人税、住民税及び事業税	66, 764	
法 人 税 等 調 整 額	201	66, 965
当 期 純 利 益		146, 114

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年10月21日から
平成29年10月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	479,885	306,201	306,201	48,207	14,761	910,000	434,384
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△28,002
当 期 純 利 益							146,114
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立					1,145		△1,145
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△713		713
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	431	—	117,679
当 期 末 残 高	479,885	306,201	306,201	48,207	15,193	910,000	552,064

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券評価 差額金	評価・換算差 額等合計	
	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	1,407,353	△110,526	2,082,913	34,394	34,394	2,117,308
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△28,002		△28,002			△28,002
当 期 純 利 益	146,114		146,114			146,114
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	—		—			—
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				16,137	16,137	16,137
当 期 変 動 額 合 計	118,111	—	118,111	16,137	16,137	134,249
当 期 末 残 高	1,525,465	△110,526	2,201,025	50,532	50,532	2,251,557

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(個別注記表)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法
なお、匿名組合出資金については、匿名組合
の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を
営業外損益に計上するとともに、投資有価証
券等に加減する処理を行っております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成業務支出金 …………… 個別法による原価法 (貸借対照表価額につい
ては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法
により算定) を採用しております。

② 貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法 (貸借対照表価額については
収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によ
り算定) を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く。) 及び
賃貸資産並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につ
いては定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

工具、器具及び備品 5年～15年

賃貸資産 15年～50年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア (自社利用) については、社内利用可能期間 (5
年) に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用してお
ります。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており
ます。

④ 長期前払費用

定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

③ 業務損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当期末における未成業務の損失発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額相当額を計上しております。

(6) 完成業務収入の計上基準

完成基準により計上しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ ヘッジ方針

当社所定の社内承認手続きを行った上で、借入金の金利変動リスクを回避する目的により金利スワップを利用しております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 社債発行費の処理

支出時に全額費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,963,767千円

(2) 担保に供している資産	現金及び預金	26,600千円
	建物	258,304千円
	賃貸資産	901,713千円
	土地	2,352,106千円
	計	3,538,725千円

(3) 上記に対応する債務	短期借入金	550,000千円
	一年内返済予定の	
	長期借入金	170,000千円
	長期借入金	1,190,000千円
	一年内償還予定の社債	150,000千円
	社債	300,000千円
計	2,360,000千円	

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	5,969,024	—	—	5,969,024

(2) 当期末における自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	368,574	—	—	368,574

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年1月17日 定時株主総会	普通株式	28,002	5.00	平成28年10月20日	平成29年1月18日

② 当期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年1月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,002	5.00	平成29年10月20日	平成30年1月19日

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	13,206千円
役員退職慰労引当金	55,123千円
退職給付引当金	21,263千円
未払事業税	3,941千円
減損損失	100,723千円
業務損失引当金	3,745千円
投資有価証券評価損	8,157千円
その他	8,428千円
繰延税金資産小計	214,590千円
評価性引当額	△146,819千円
繰延税金資産合計	67,770千円

(繰延税金負債)

買換資産圧縮積立金	△6,670千円
その他有価証券評価差額金	△10,691千円
繰延税金負債合計	△17,361千円
繰延税金資産の純額	50,408千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に建設コンサルタント事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、一時的な余資は運転資金として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成業務未収入金については、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、与信管理規程及び経理規程等に従って、定期的に残高管理の実施及び取引先ごとの信用状況の把握を行うことにより、回収不能及び遅延に対するリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主として長期保有目的の持ち合い株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である業務未払金・未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払いであります。

借入金及び社債の使途は運転資金（主として短期）及び設備等投資資金（長期）であり、償還日（又は返済期日）は最長で決算日後8年であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、金利変動リスク管理規程に従って行っております。

資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などによりリスク管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年10月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2. 参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	256,281	256,281	—
(2) 完成業務未収入金	250,188	250,188	—
(3) 投資有価証券	140,973	140,973	—
資産計	647,443	647,443	—
(1) 業務未払金	63,854	63,854	—
(2) 短期借入金	550,000	550,000	—
(3) 未払金	134,189	134,189	—
(4) 未払法人税等	39,514	39,514	—
(5) 社債(※1)	450,000	449,939	△60
(6) 長期借入金(※2)	1,360,000	1,375,893	15,893
(7) リース債務(※3)	87,261	85,855	△1,406
負債計	2,684,819	2,699,246	14,426
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 一年内償還予定の社債を含めております。

(※2) 一年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 一年内返済予定のリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、全て株式であるため取引所の価格によっております。

負債

(1) 業務未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の時価については、全て市場価格のないものであるため、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しております。

(7) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を当該リース債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（貸借対照表計上額141,668千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	254,996	—	—	—
完成業務未収入金	250,188	—	—	—
合計	505,184	—	—	—

(注) 4. 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
社債	150,000	300,000	—	—
長期借入金	170,000	680,000	510,000	—
リース債務	19,094	56,998	11,169	—
合計	339,094	1,036,998	521,169	—

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、主に新潟県内において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルや賃貸住宅（土地を含む。）を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び時価の算定方法は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産	2,170,198	△52,389	2,117,809	1,561,881

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額の主な要因は、減価償却による減少額であります。

3. 当事業年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産調査価額を利用し算定した金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含みます。）であります。

(3) 賃貸等不動産に関する当事業年度における損益に関する事項

	損益計算書における金額（千円）			
	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他損益
賃貸等不動産	166,673	114,214	52,459	—

（注）賃貸収益は、損益計算書における不動産賃貸等収入に、賃貸費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）は、不動産賃貸等原価に計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

402円03銭

(2) 1株当たり当期純利益

26円09銭

独立監査人の監査報告書

平成29年12月11日

株式会社キタック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 武 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 神 代 勲 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キタックの平成28年10月21日から平成29年10月20日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年10月21日から平成29年10月20日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月15日

株式会社キタック 監査役会

常勤監査役 佐 藤 利 勝 ㊞

常勤監査役 荒 井 進 ㊞

社外監査役 貴 船 育 英 ㊞

社外監査役 久 保 田 正 男 ㊞

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 キタック
代表取締役社長 中 山 正 子

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

経営体質強化のため内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な配当を継続するという基本方針に基づき、剰余金の処分及び期末配当に関しましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、28,002,250円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年1月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号、以下、本議案において「改正会社法」という。)により、新たに監査等委員会設置会社へ移行が可能となりました。

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、業務執行を行う取締役への権限移譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条(剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め)第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)を削除し、中間配当に係る現行定款第45条(剰余金の配当の基準日)について所要の変更を行うものであります。

- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条（社外取締役の責任限定契約）の一部を変更するものであります。なお、当該責任限定契約に係る定款の変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部分変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 （第1号略） (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> （自己株式の取得） 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u> 第8条～第13条 （条文省略） （招集権者及び議長） 第14条 （条文省略） 2 前項の規定にかかわらず、取締役社長があらかじめ指名したときは取締役会長が株主総会の議長となる。 第15条～第18条 （条文省略）	（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 （第1号略） (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> （第4号削除） （削除） 第7条～第12条 （現行どおり） （招集権者及び議長） 第13条 （現行どおり） 2 前項の規定にかかわらず、取締役社長があらかじめ指名したとき、<u>又は取締役社長に事故があるときは取締役会長が株主総会の議長となる。</u> 第14条～第17条 （現行どおり）

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役は、14名以内とする。 (新設) (選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。 3 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、14名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とし、うち過半数は社外取締役とする。 (選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 (任期) 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 <u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 (職務権限及び代行) 第23条 取締役社長は、社務を総理し、取締役会の決議を執行する。 2 取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐し、業務を分掌する。 3 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。 第24条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急その他の必要のある場合は、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の方法) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 (削除) 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。<u>ただし、緊急その他の必要のある場合は、この期間を短縮することができる。</u> 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第27条 (条文省略) (新設) (取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、当会社に備え置く。 第29条 (条文省略) (報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役の責任限定契約) 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	第25条 (現行どおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、当会社に備え置く。 第28条 (現行どおり) (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任限定契約) 第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 <u>監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u> 第32条 当社の監査役は、4名以 内とする。 <u>(選任)</u> 第33条 監査役は、株主総会におい て選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を 行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をも って行う。 <u>(任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4 年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとす る。 2 任期の満了前に退任した監査役 の補欠として選任された監査役の任 期は、退任した監査役の任期の満了 する時までとする。 <u>(常勤監査役)</u> 第35条 監査役会は、その決議によ って常勤の監査役を選定す る。 <u>(監査役会招集の通知)</u> 第36条 監査役会を招集するには、 会日の3日前までに各監査役 に対し招集の通知を発する。 但し、緊急その他の必要があ る場合は、この期間を短縮す ることができる。 2 監査役全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査 役会を開催することができる。	第5章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会決議の方法) 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役会の議事録) 第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役はこれに記名、押印または電子署名を行い、当会社に備え置く。</u>	(削除)
(監査役会規程) 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u>	(削除)
(報酬等) 第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
(社外監査役の責任限定契約) 第41条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	(削除)

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設)	(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急その他の必要のある場合は、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条 (条文省略)	第33条 (現行どおり)
(任期) 第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。 2 (条文省略)	(任期) 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。 2 (現行どおり)
(新設)	(会計監査人の報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(下線部分変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 44 条 (条文省略)	第 36 条 (現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 37 条 当社は、剰余金の配当等 会社法第459条第1項各号に 掲げる事項については、法令 に別段の定めがある場合を除 き、取締役会の決議によって 定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第 45 条 当社の剰余金の配当の基 準日は、毎年10月20日とす る。	(剰余金の配当の基準日) 第 38 条 当社の期末配当の基準日 は、毎年10月20日とする。
2 当社は、取締役会の決議によ り、毎年4月20日を基準日とし て、中間配当を行うことができ る。	2 当社の中間配当の基準日は、 毎年4月20日とする。
第 46 条 (条文省略)	第 39 条 (現行どおり)
(新設)	附 則 平成30年1月18日から改定する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役12名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
中 山 輝 也 (昭和12年6月9日生)	昭和48年4月 代表取締役社長 平成29年1月 代表取締役会長（現任）	1,000,236株
中 山 正 子 (昭和44年11月27日生)	平成5年12月 株式会社クリエイティブ蒼風入社 平成18年5月 当社入社CGSセンター長 平成21年1月 取締役・総務担当兼CGSセンター長 平成24年1月 取締役・総務部長 平成25年1月 常務取締役（経営管理部門統括） 平成27年1月 専務取締役（経営管理部門統括） 平成29年1月 代表取締役社長（経営管理部門統括） （現任）	435,500株
平 野 吉 彦 (昭和32年1月20日生)	昭和54年3月 当社入社 平成12年4月 技術第三部長 平成18年1月 取締役技術副本部長・技術第一部長 平成21年12月 常務取締役（技術管理部門副統括） 技術第一部長 平成24年4月 常務取締役（技術管理部門統括） 技術第一部長 平成25年1月 専務取締役（技術管理部門統括） 技術第一部長 平成25年4月 専務取締役（技術管理部門統括） （現任）	45,632株

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
齊 木 勝 (昭和28年9月22日生)	昭和47年4月 新潟県採用 平成24年4月 新潟県土木部技監 平成25年4月 公益財団法人新潟県下水道公社理事長 平成26年4月 当社入社 上席技術顧問 平成27年1月 専務取締役（販促管理部門統括） (現任)	6,400株
涌 井 正 樹 (昭和36年10月12日生)	平成2年10月 当社入社 平成19年4月 技術第二部長 平成21年1月 取締役（技術管理部門副統括）技術第二部長 平成29年1月 取締役（技術管理部門副統括） (現任)	24,500株
金 子 敏 哉 (昭和31年5月11日生)	昭和55年3月 当社入社 平成19年4月 技術第一部・部長 平成25年4月 理事（地盤災害担当） 平成27年1月 取締役（販促及び技術管理部門副統括） 平成29年1月 取締役（販促管理部門副統括） (現任)	13,400株
上 原 信 司 (昭和31年10月23日生)	昭和50年4月 建設省土木研究所採用 平成23年4月 国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長 平成27年4月 国土交通省北陸地方整備局企画部環境調整官 平成28年7月 当社入社 理事・技師長 平成29年1月 取締役（販促管理部門副統括） (現任)	700株
中 山 修 (昭和30年12月5日生)	昭和53年4月 財団法人国土技術研究センター採用 平成21年6月 財団法人国土技術研究センター河川政策グループ副統括 平成26年4月 当社入社 理事・技師長兼東京支店長 平成29年1月 取締役（東日本事業部長・東京支店長） (現任)	6,600株
林 剛 久 (昭和30年2月2日生)	昭和52年4月 長岡市採用 昭和53年4月 新潟市採用 平成23年4月 新潟市下水道部長 平成28年4月 当社入社 理事・技師長 平成29年1月 取締役（技術管理部門副統括） (現任)	700株

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
関 谷 一 義 (昭和30年9月30日生)	昭和55年4月 新潟県採用 平成24年4月 新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課不法投棄対策室長 平成25年4月 当社入社 環境地質技術センター長 平成27年10月 理事・環境地質技術センター長 平成29年1月 取締役（環境地質技術センター長）（現任）	1,500株
佐 藤 豊 (昭和39年7月20日生)	昭和63年4月 当社入社 平成25年4月 技術第一部長 平成29年1月 取締役（技術第一部長）（現任）	5,400株
大 塚 秀 行 (昭和39年3月17日生)	昭和62年4月 当社入社 平成25年4月 技術第二部・部長 平成29年1月 取締役（技術第二部長）（現任）	600株

（注） 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
※ 西 潟 常 夫 (昭和28年9月10日生)	昭和52年2月 当社入社 平成18年4月 営業部長 平成23年1月 取締役（販促管理部門副統括） 平成29年1月 販促管理部門技術顧問（現任）	40,432株
※ 久保田 正 男 (昭和26年3月21日生)	昭和44年8月 新潟県採用 平成16年1月 塩沢町助役 平成21年4月 新潟県病院局次長 平成23年4月 公益財団法人新潟県健康づくり財団常務理事（現任） 平成24年1月 当社監査役（現任）	0株

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
※ 渡 部 文 雄 (昭和25年 9 月20日生)	昭和44年 4 月 新潟県採用 平成21年 4 月 土木部副部長（監理課長） 平成23年 4 月 新潟県商工会連合会専務理事 平成29年 4 月 新潟県商工会連合会特別参与（現任）	0株

（注） 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 ※は新任取締役候補者であります。

3 久保田正男氏及び渡部文雄氏は社外取締役候補者であります。

4 社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。

久保田正男氏については、現在当社の社外監査役であります。本定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます。同氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。また、同氏の新潟県職員及び公益財団法人新潟県健康づくり財団常務理事として培った豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

また、渡部文雄氏は、新潟県職員及び新潟県商工会連合会役員として、長年培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため社外取締役としての選任を同じくお願いするものであります。同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、こうした豊富な実務経験を有することなどから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成10年1月19日開催の第25回定時株主総会において月額5,000万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額6億円以内と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は12名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されます佐藤利勝氏、荒井進氏及び貴船育英氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

退任監査役の略歴は次のとおりです。

氏 名	略 歴
佐 藤 利 勝	平成24年1月 当社常勤監査役（現任）
荒 井 進	平成27年1月 当社常勤監査役（現任）
貴 船 育 英	平成23年1月 当社社外監査役（現任）

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内略図

会場 新潟市中央区新光町10番地 2
技術士センタービル I 8階 大会議室
電話 (025) 281-1111(代表)



(交通のご案内)

タクシー 新潟駅より15分

バス 新潟駅南口より県庁線約20分「県庁」下車

駐車場 「来客」スペースにお停めください。